

基本計画部会における平成24年度統計法施行状況審議の整理メモ

審議テーマ（関係WG）	現行基本計画の該当項目（概要）
統計法第55条第3項の規定を活用した統計委員会における審議機能の充実・強化 （第1WG） （第2WG） （第3WG）	第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項 5 その他 （2）研究開発の推進（情報通信技術の利活用等）と学会等との連携強化 ◇ 本文には、各府省と学会、大学等との双方の連携強化等を記述。また、別表には、統計委員会が実施する統計利用者との意見交換や学会等との連携等に関する取組を記述 第4 基本計画の推進・評価等 1 基本計画の進捗管理・評価等 ◇ 本文には、基本計画を実効あるものとするための各府省間の密接な連携、施策の進捗状況の適時適切な点検及び不断の推進の必要性を記述 ◇ また、別表には、①基本計画推進会議を通じた府省間の連携、②統計法第55条等に基づく施行状況報告及び統計委員会による審議、③調査研究の実施等5事項の取組を記述している。②については、ほぼ法の規定に沿った内容。 2 的確な情報提供並びに国民の理解及び協力の促進 ◇ 本文には、基本計画の関連施策情報の提供、国民の意見、ニーズの把握及びその反映の推進を記述。別表には、該当する記述なし。
平成24年度統計法施行状況報告の概要	○【第3部分】 平成24年度においては、統計利用者から意見聴取を行い、一般社団法人日本品質管理学会から、要請していた統計の品質評価に係る研究開発の取組について統計委員会に報告 ○【第4部分】 平成24年度においては、公的統計基本計画推進会議の開催を通じた府省間の連携確保、統計法施行状況報告の公表及び統計委員会への報告、統計委員会における施行状況審議並びに国民生活基礎調査、住宅・土地統計調査及び漁業センサスの変更に係る諮問審議等を実施（資料1-1）
平成24年度統計法施行状況報告の仮評価（案）	○【第3部分】 基本計画に掲げられた事項については、おおむね計画に沿った内容の取組が行われたと評価できるのではないかと。 ○【第4部分】 基本計画に掲げられた事項については、統計法に規定されている事項でもあることから、おおむね計画に沿った内容の取組が進められ、既に定着しているものと評価できるのではないかと。 ○ ただし、現行基本計画に掲げられた理念を踏まえつつ、次期基本計画に向け、新たな取組等の検討が必要ではないかと。

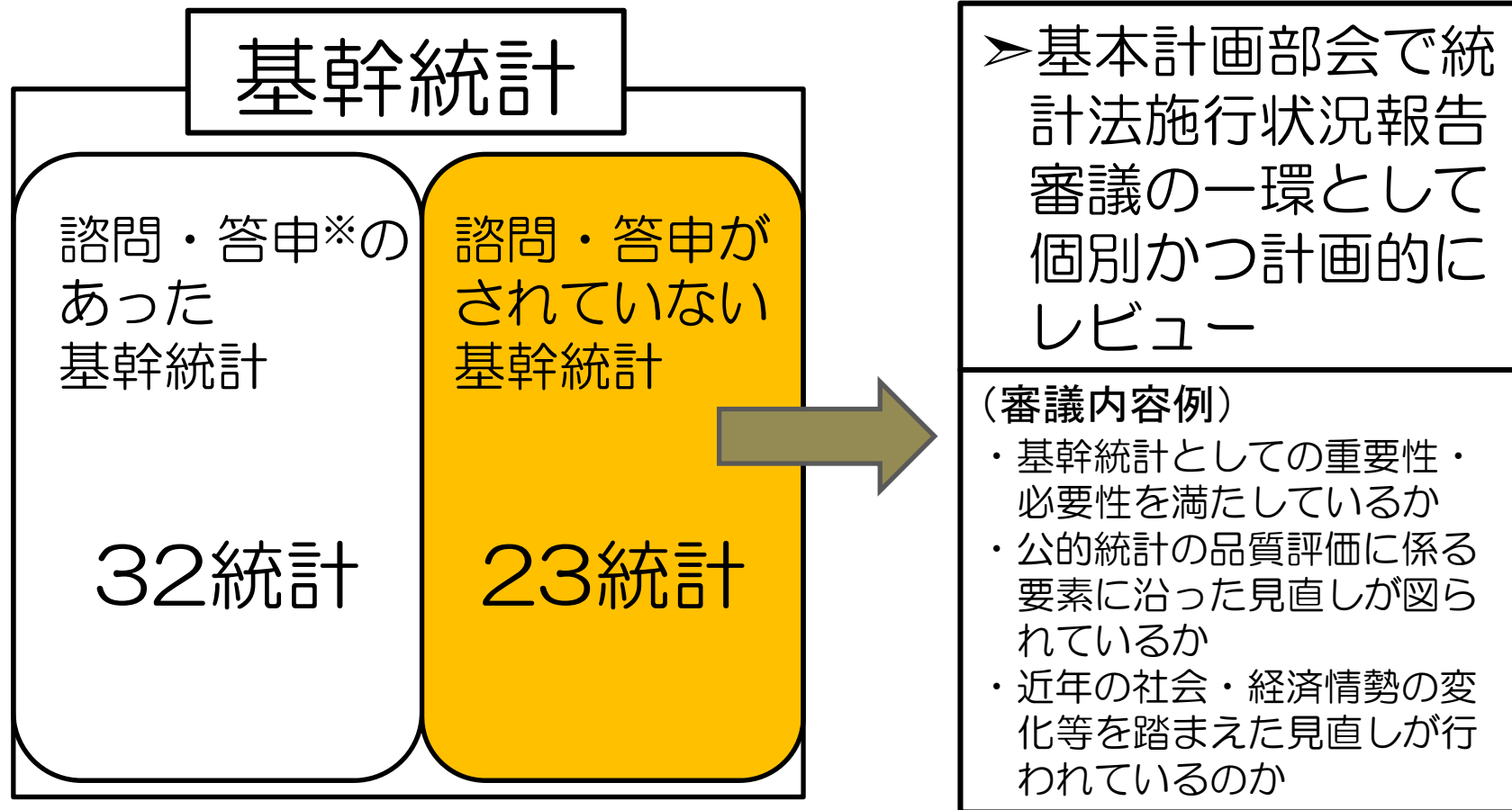
<p>考慮事項、審議 ポイント等</p>	<ul style="list-style-type: none">○ 委員意見として、委員会審議にかかっていない基幹統計の見直しや答申後のフォローアップをすべきではないか、統計技術的な支援を行うための常設の審議の場を統計委員会に設けるべきではないかとの意見があった。○ 基本計画に掲げる各種施策をより一層効果的に実施するためには、府省間の密接な連携及び適切な役割分担を図るとともに、統計委員会としても統計法や基本計画に掲げられた理念を踏まえ継続的な取り組みが必要ではないか。その際、統計法第55条の規定を活用する方向で検討すべきではないか。○ 以下のようなポイントを中心に、次期基本計画に向けた考え方や方針を審議 統計法第55条の規定を活用した統計委員会の審議機能の充実、強化として以下の取組を実施することを検討してはどうか。<ul style="list-style-type: none">① 基幹統計（基幹統計調査）の実施状況の確認② 統計委員会における諮問審議の結果、答申のフォローアップ（基幹統計の試験調査を含む）③ 統計技術的な課題に関する研究支援、学会との連携
--------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

統計法第55条第3項によるスキーム

新たな統計委員会の活動

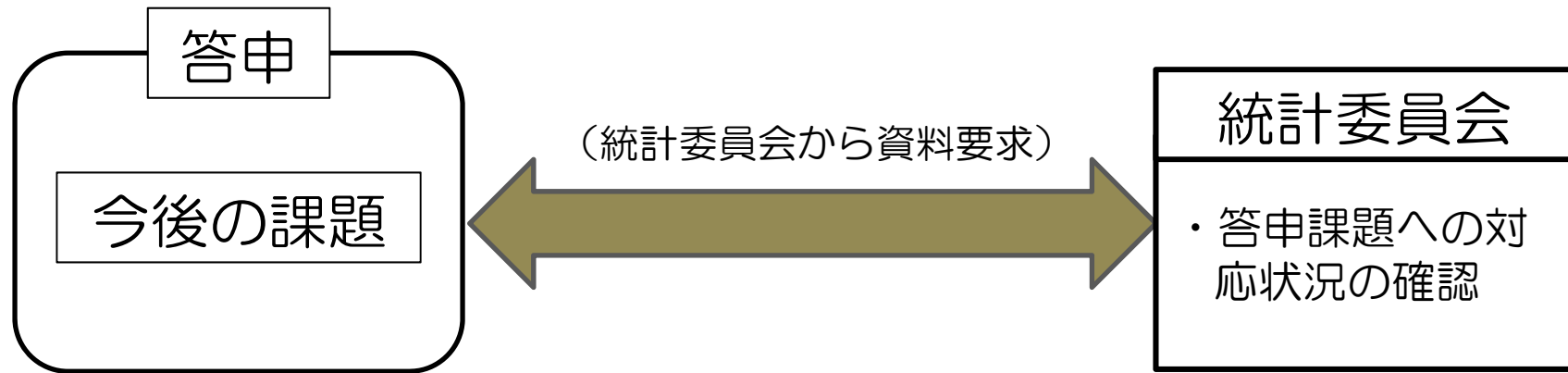
- 1 基幹統計（基幹統計調査）の実施状況の確認
- 2 統計委員会における諮問審議の結果である答申のフォローアップ
- 3 統計技術的課題に関する研究支援、学会等との連携

基幹統計のレビュー

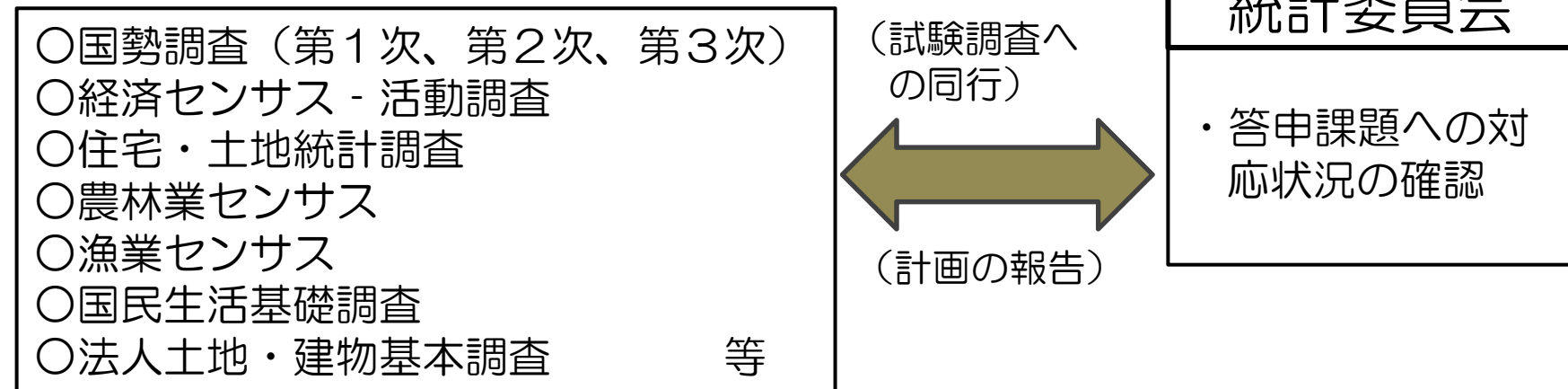


※統計委員会発足（平成19年10月）以降の諮問・答申

答申後のフォローアップ

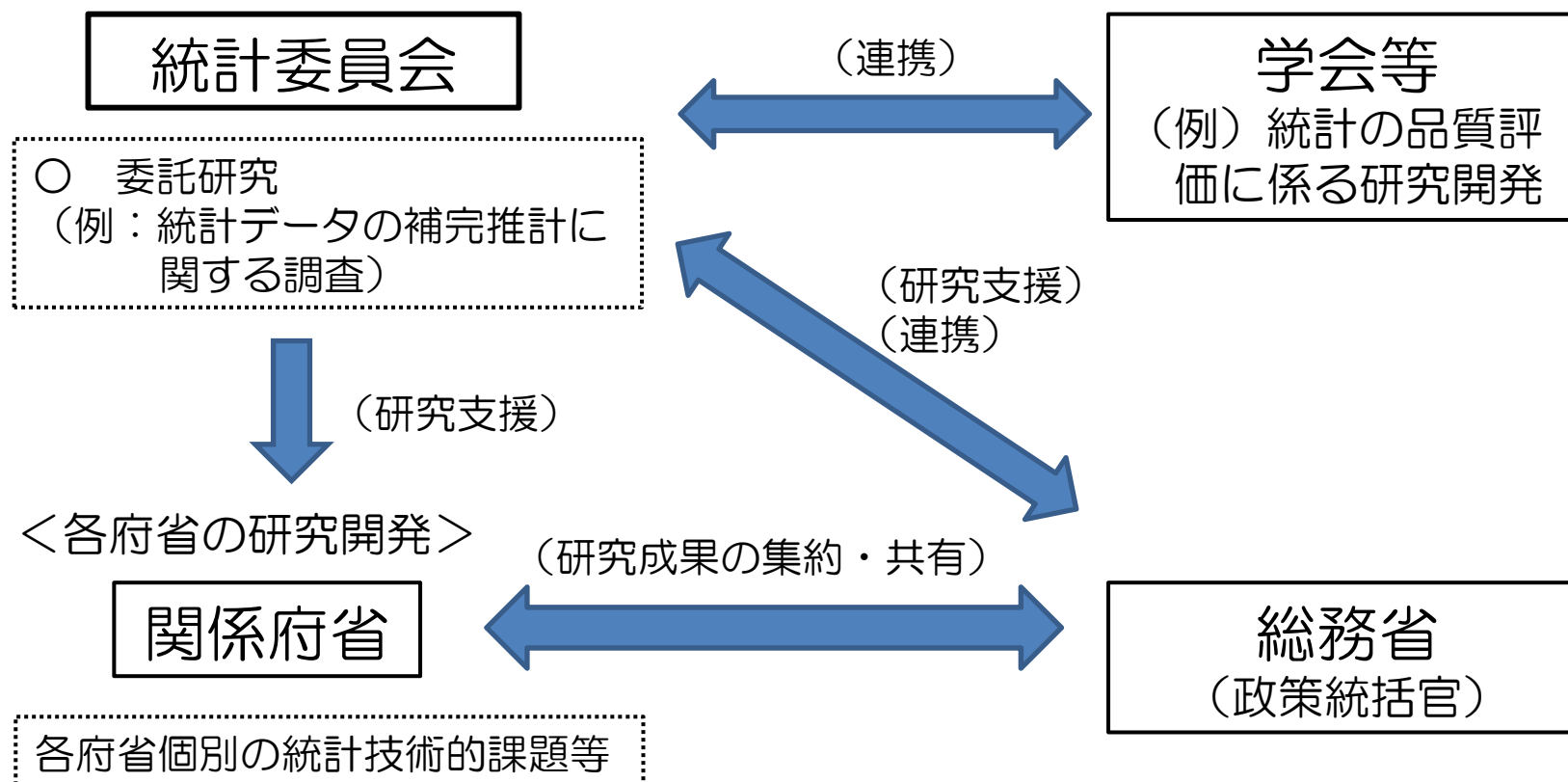


<試験調査が実施されている基幹統計調査>



統計技術的課題等の検討

＜統計委員会での研究開発＞



公的統計の品質保証に関するガイドライン（抄）
（平成 22 年 3 月 31 日各府省統計主管課長等会議申合せ）

公的統計の品質要素及び定義

	要 素	定 義
主要要素	ニーズ適合性	社会の様々な主体に広く有効に活用され得る情報基盤として、利用者のニーズを可能な限り満たした統計が作成されていること。 (注) 利用者とは、国、地方公共団体、研究者、エコノミスト等に加え、広く一般利用者を想定
	正確性	社会の様々な主体に広く有効に活用され得る情報基盤として、作成された統計が社会経済の実態を可能な限り正しく表していること。
	適時性	作成された統計が利用者のニーズ・作成目的に応じて適時に公表（提供）されていること。
	解釈可能性・ 明確性	利用者が統計情報を適切に理解し、有効に活用するため、必要な情報が容易に入手・利用できるように提供されていること、及び統計の作成方法（統計データの収集、処理、蓄積、公表の方法・手続）等に関する情報が公表されていること。
補足的要素	信頼性	統計作成過程及び統計作成機関が利用者から信頼されるよう、統計の作成方法が、専門的な見地から決定され、公表されること、及び適切な秘密保護措置が講じられること。
	整合性・ 比較可能性	関連する複数の統計を用いて分析、地域間比較、時系列比較等を行うことが可能となるように、統計に用いられる概念、定義、分類等の整合が図られていること。
	アクセス可能性	基本的な情報を含め、作成された統計が、利用者のニーズに応じた形で容易に入手・利用できるように提供されていること。
	効率性	費用、報告者負担等の観点から、最も適切な情報源・作成方法によって作成されていること。